

国税徴収法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

目次

第一章・第二章	省略
第三章	第二次納税義務（第十条―第十四条の二）
第四章	省略
第五章	滞納処分
第一節	第三節 省略
第四節	換価代金等の配当（第四十八条・第四十九条）
第五節	滞納処分費（第五十条）
第六節	財産の調査（第五十一条・第五十二条）
第六章	第九章 省略
附則	

（株式会社等の取引の範囲）

第十四条の二	法第四十条（偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社）の役員等の第二次納税義務に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
一	各事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額の基因となる取引
二	各事業年度の販売費又は一般管理費の額の基因となる取引
三	前二号に掲げるもののほか、法第四十条の株式会社、合資会社又は合同会社の事業の状況その他の事情を勘案して、その事業を遂行するために通常必要と認められる取引

（配当計算書の記載事項等）

第四十九条	配当計算書には、次の事項を記載しなければならない。
一	省略
二	配当すべき換価代金等（法第二百二十九条第一項（配当の原則）に規定する換価代金等をいう。第五号において同じ。）の総額
三	五 省略

改正前

目次

第一章・第二章	同上
第三章	第二次納税義務（第十条―第十四条）
第四章	同上
第五章	同上
第一節	第三節 同上
第四節	換価代金等の配当（第四十八条―第五十条）
第五節	滞納処分費（第五十一条）
第六節	財産の調査（第五十一条の二・第五十二条）
第六章	第九章 同上
附則	

（配当計算書の記載事項等）

第四十九条	同上
一	同上
二	配当すべき換価代金等（法第二百二十九条第一項（配当の原則）に規定する換価代金等をいう。以下同じ。）の総額
三	五 同上

(滞納処分費の納入の告知の手続)
第五十条 省 略

(提出物件の留置き、返還等)
第五十一条 省 略

附 則

(施行期日)

(異議に係る換価代金等の供託)

第五十条 法第百三十三条第二項(異議の申出があつた場合の換価代金等の交付)の規定により換価代金等を交付することができない場合には、換価代金等は、供託しなければならない。この場合において、その供託した税務署長は、その旨を異議に関係を有する者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、確定判決、異議に関係を有する者の全員の同意その他の理由により換価代金等の交付を受けるべき者及び金額が明らかになつたときは、これに従つて配当しなければならない。この場合において、税務署長は、その配当を受けるべき者に配当額支払証を交付するとともに、第一項の規定により供託した供託所に支払委託書を送付しなければならない。

3 前項の規定による配当を受けるべき者に対する供託所の支払は、同項の支払委託書に基き行うものとする。

4 前三項の規定は、換価代金等を配当すべき債権が停止条件付である場合又は仮登記(民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十三条第二項(不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行)(同法第五十四条(不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行))において準用する場合を含む。)の規定による仮処分による仮登記を含む。)がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合における換価代金等の交付について準用する。

(滞納処分費の納入の告知の手続)
第五十一条 同 上

(提出物件の留置き、返還等)
第五十一条の二 同 上

第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第十四条」を「第十四条の二」に改める部分を除く。）、「第四十九条第一項第二号の改正規定、第五十条を削る改正規定及び第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十一条の二を第五十一条とする改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。」

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

（相手国等の租税の徴収の共助）

第七条 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第四条、第十一条、第十五条の二（第一項、第二項第三号及び第四項を除く。）、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第三十七条、第三十九条、第三十九条の二及び第四十三条並びに国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第四条第一項及び第三項、第五条、第五章（第二十四条第四項（同条第六項及び同令第三十二条において準用する場合を含む。）、第三十七条、第四十二条及び第四十三条を除く。）、第五十三条（第二項第五号及び第三項を除く。）並びに第七十条の規定は、法第十一条第四項の規定により国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
国税通則法施	省 略	省 略	省 略

（相手国等の租税の徴収の共助）

第七条 同 上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同 上	同 上	同 上	同 上

2
3
4
省
略

													国 税 徴 収 法 施 行 令	行 令
省 略		省 略		省 略	第 五 十 条 第 一 号	省 略	省 略	省 略			省 略	省 略	省 略	
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	年 度 及 び 税 目	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	名 称 そ の 他 の 共 助 対 象 外 国 租 税 を 特 定 す る 事 項	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	

2
3
4
同
上

													同 上	
同 上		同 上		同 上	第 五 十 一 条 第 一 号	同 上	同 上	同 上			同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	

(土地収用法施行令の一部改正)

第三条 土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

（補償金等の受領の効果）

第一条の十六 省 略

2 第一条の十八第一項の規定により供託すべき補償金等については、同条第二項において準用する国税徴収法第百三十三条第四項に規定する支払委託書を発送したときに当該補償金等を受領したものとみなして、前項の規定を適用する。

（起業者が不服を通知した場合の補償金等の取扱い等）

第一条の十八 省 略

2 国税徴収法第百三十三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による供託をした場合において、同項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときに準用する。

3 省 略

（都市再開発法施行令の一部改正）

第四条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

（補償金等の受領の効果）

第三十六条 省 略

2 第三十八条第一項の規定により供託すべき補償金等については、同条第二項において準用する国税徴収法第百三十三条第四項に規定する支払委託書を発送したときに当該補償金等を受領したものとみなして、前項の規定を適用する。

（施行者が不服を通知した場合の補償金等の取扱い等）

第三十八条 省 略

2 国税徴収法第百三十三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定によ

（補償金等の受領の効果）

第一条の十六 同 上

2 第一条の十八第一項の規定により供託すべき補償金等については、同条第二項において準用する国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第五十条第二項に規定する支払委託書を発送したときに当該補償金等を受領したものとみなして、前項の規定を適用する。

（起業者が不服を通知した場合の補償金等の取扱い等）

第一条の十八 同 上

2 国税徴収法施行令第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による供託をした場合において、同項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときに準用する。

3 同 上

（補償金等の受領の効果）

第三十六条 同 上

2 第三十八条第一項の規定により供託すべき補償金等については、同条第二項において準用する国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第五十条第二項に規定する支払委託書を発送したときに当該補償金等を受領したものとみなして、前項の規定を適用する。

（施行者が不服を通知した場合の補償金等の取扱い等）

第三十八条 同 上

2 国税徴収法施行令第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定に

3 省 略
る供託をした場合において、同項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときに準用する。

3 同 上
る供託をした場合において、同項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときに準用する。